

議案第36号

三田市行政監察員の選任につき同意を求めるについて

三田市行政監察員に次の者を選任したいので、三田市公益目的通報者保護条例（平成18年三田市条例第35号）第7条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名　佐藤　祥徳（兵庫県弁護士会所属）

住所　兵庫県芦屋市翠ヶ丘町

事務所の所在地　兵庫県神戸市中央区海岸通4番地
新明海ビル602号室
神戸海岸通法律事務所

令和5年3月7日提出

三田市長　森　哲　男

（提案理由）

令和5年3月31日付をもって、三田市行政監察員 竹村 正樹 氏の契約期間が満了するので、後任行政監察員を選任する必要があるため。

（参考）

三田市公益目的通報者保護条例

（行政監察員の設置）

第7条　市は、弁護士との間において、委託契約（以下「行政監察員委託契約」という。）により、行政監察員を設置する。

2 行政監察員の選任については、規則で定めるところによりあらかじめ議会の同意を得なければならない。

3 第1項の規定により行政監察員委託契約を締結する場合において、市長は、

引き続き 3 年を超えて、同一の者と行政監察員委託契約を締結してはならない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者と行政監察員委託契約を締結してはならない。

- (1) 懲戒処分により、弁護士の業務を停止された者で現にその処分を受けているもの
- (2) 市議会議員
- (3) 市長、副市長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び監査委員
- (4) 職員等（前号に掲げる者を除く。）
- (5) 第 3 号に掲げる者と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

三田市公益目的通報者保護条例施行規則

（行政監察員の選任同意議案及び解任同意議案の項目等）

第 6 条 条例第 7 条第 2 項の規定による議会の同意議決については、次の事項を内容とする。

- (1) 行政監察員候補者（以下「候補者」という。）の氏名及び住所
- (2) 候補者の事務所等の所在地

2 条例第 15 条第 2 項後段の規定による議会の同意議決については、次の事項を内容とする。

- (1) 行政監察員の氏名
- (2) 解任の理由

3 行政監察員を選任したとき又は行政監察員委託契約の解除により解任したときは、市長はその氏名及び選任若しくは解任したことを告示するものとする。